

東京都市計画高度利用地区の決定（東京都決定）

都市計画高度利用地区を次のように変更（追加）する。

地区名	面積	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最低限度	建築物の建築面積の最低限度	備考
西新宿 浄風寺周辺 地区	約1.2ha	以下 70/10	以下 6/10	以上 40/10	以上 400m ²	
音羽一丁目 地区	約 ha 0.4	以下 60/10	以下 9/10	以上 20/10	以上 300 m ²	
計	約 ha 1.6					

「位置、区域及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり。」

〔理由〕 市街地再開発事業との関連から、土地の合理的高度利用のため、高度利用地区を変更（追加）する。

変更概要

変更箇所	今回追加面積	変更前面積	変更後面積	摘要
新宿区西 新宿六丁 目地内	約 1.2 ^{ha}	約 ha 170.0	約 ha 171.6	当初指定
文京区音 羽一丁目 地内	約 0.4 ^{ha}			当初指定



